

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「Win Winの関係が築ける商売を展開し、商売を心から楽しむ主体者集団で在り続ける」という創業以来の経営理念を常日頃より体現すべく、公正で透明性が高く、迅速で効率的な経営に取り組むことを基本的な考えとしております。その実現のため、少数の取締役による迅速な意思決定及び役員相互間の経営監視をはじめとした組織全体でのコンプライアンスの徹底、ディスクロージャーの充実等により、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期的視野の中で企業価値の向上を目指すべく経営活動を推進しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                  | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|-------------------------|-----------|-------|
| 株式会社WWG                 | 1,600,000 | 31.51 |
| 小林 泰士                   | 1,340,000 | 26.39 |
| 加茂 知之                   | 600,000   | 11.81 |
| YJ1号投資事業組合              | 400,000   | 7.87  |
| 株式会社SBI証券               | 132,300   | 2.60  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 118,400   | 2.33  |
| 株式会社オークファン              | 45,800    | 0.90  |
| 佐藤 崇弘                   | 40,000    | 0.78  |
| 中辻 哲朗                   | 25,000    | 0.49  |
| サイブリッジグループ株式会社          | 23,500    | 0.46  |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 小林 泰士 |
|-----------------|-------|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

### 3. 企業属性

|             |         |
|-------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
|-------------|---------|

|     |    |
|-----|----|
| 決算期 | 6月 |
|-----|----|

|    |     |
|----|-----|
| 業種 | 小売業 |
|----|-----|

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
|---------------------|--------------|

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
|-------------------|---------|

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役小林泰士は、支配株主に該当致します。支配株主との取引が生じる場合には、当該取引のそもそもの必要性はもとより、一般の取引条件と同様の適切なものとするを基本条件とし、取引の内容及び妥当性につき、当該取引金額の多寡に関わらず、当社取締役会にて審議の上、取引実行の決裁を下すものとしております。このプロセスを経ることで、少数株主の保護に努めております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 7名     |
| 定款上の取締役の任期             | 2年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 寺田 航平 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 谷井 等  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                     |
|-------|------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寺田 航平 | ○    | -            | 企業経営者として豊富な経験と見識を有していると共に、2014年7月より当社社外取締役として経営全般への助言、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていると判断されるためであります。また、同氏は経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。 |

|      |   |   |                                                                                                                                                                           |
|------|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 谷井 等 | ○ | - | 企業経営者として豊富な経験と見識を有していると共に、2016年9月より当社社外取締役として経営全般への助言、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていると判断されるためであります。また、同氏は経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。 |
|------|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名    |
| 監査役の人数     | 3 名    |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 | 更新 |
|-----------------------|----|

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、内部統制の有効性及び業務執行状況について、半期に一度各事業拠点を巡回する実地監査を実施しております。内部監査結果については、代表取締役社長へ報告がなされ、必要に応じて取締役会においても共有がなされており、改善事項については、監査調書、改善指示書に基づいて、被監査部門から当該改善状況が代表取締役社長に報告されております。その後、内部監査担当者が改善事項の状況について確認するプロセスにて、改善状況の把握、実効性について検証しております。

なお、内部監査室の人員は1名ではありますが、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査人以外の従業員を臨時に監査担当者に任命できる等、支援可能な体制を構築しております。

監査役監査につきましては、経営管理資料の閲覧、取締役、拠点長へのヒアリング等、日常におけるコミュニケーションに加え、半期に一度各事業拠点を巡回する実地監査により、社内状況、内部統制の有効性、課題及びリスクの把握に努めております。監査役監査、内部監査の状況や監査結果については、相互間にて適宜共有され、会社全体としての内部統制が有機的に機能するよう、体制を構築しております。

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は筆野力氏及び秋山高広氏の2名であり、補助者は公認会計士3名、その他9名となっております。

なお、内部監査担当及び監査役並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 3 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

|           |
|-----------|
| 会社との関係(1) |
|-----------|

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 山崎 真樹 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 伊藤 英佑 | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 大井 哲也 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                      | 選任の理由                                                                                           |
|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山崎 真樹 | ○    | -                                                                                 | 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、同氏の有する三菱農機株式会社の監査役経験に関する知見を経営の監督に活かせることが期待できるためであります。 |
| 伊藤 英佑 | ○    | 当社監査役就任以前に同氏との間で会計面における顧問契約が発生していましたが、当該期間は短期間かつ取引金額も僅少であり、監査役就任時に当該契約は解除されております。 | 現在は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、同氏の公認会計士としての知見を経営の監督に活かせることが期待できるためであります。         |
| 大井 哲也 | ○    | -                                                                                 | 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、同氏の弁護士としての知見を経営の監督に活かせることが期待できるためであります。               |

【独立役員関係】

|         |     |
|---------|-----|
| 独立役員の人数 | 5 名 |
|---------|-----|

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断される、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外監査役、従業員 |
|-----------------|-----------------|

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外監査役、従業員に対して、企業価値向上に対する貢献意欲や士気の向上を図るため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。なお、取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役が、各取締役の職責や実績を勘案し、個別の報酬額を決定しております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担等の状況を勘案し、監査役会にて協議の上、個別の報酬額を決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、管理本部が取締役会の連絡、決議事項の事前説明を行うと共に、必要に応じて資料の提供や、情報収集等のサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略等、経営上重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

また、当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。常勤監査役は取締役会以外の重要な会議にも出席する他、半期に一度、各事業拠点を巡回の上、当該拠点の業務執行状況等を実地にて監査し、日常においては重要書類の閲覧等を通じて社内状況の監査ができる体制となっております。また、非常勤監査役は、弁護士及び公認会計士であり、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役が企業経営の健全性、取締役の職務執行を監督することにより、健全な経営体制を構築しております。また、独立性の高いかつ、専門的な知見を有する社外監査役を選任することにより、透明性の高い経営が行われるものとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                                              | 補足説明                                                                                  |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等、社内体制の拡充に取り組む予定です。                 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 当社は決算期が6月であることから、株主総会集中日を回避した開催日の設定が可能となっておりますが、多くの株主に参加いただけるよう配慮の上、開催日程を設定する予定であります。 |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 株主の利便性向上に向け、今後積極的に検討を進めてまいります。                                                        |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株主の利便性向上に向け、今後積極的に検討を進めてまいります。                                                        |
| 招集通知(要約)の英文での提供                              | 株主の利便性向上に向け、今後積極的に検討を進めてまいります。                                                        |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                     | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーを対象に、適時・適切に積極的なIR活動を実施する予定であります。 |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けに定期的説明会を開催し、当社の業績や経営方針について説明することを検討いたしております。      | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算や、中間決算に際して、説明会の開催を行います。                               | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | IR専用のホームページを開設し、決算情報、適時開示情報、決算説明会資料、IRスケジュール等を掲載しております。  |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 管理本部内にIR部門を設置し、専任の担当者を配置する予定であります。                       |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                           | 補足説明                                                                                                                            |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施          | 当社の事業の根幹である「リユース」をより広範囲に広め、循環型社会の形成に資することが、環境保全活動に資すると認識しております。また、当社独自のCSRについては、今後検討を進めてまいります。                                  |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社のステークホルダーに対して、適時・適切に企業情報を開示することが上場会社としての責務であると認識しております。この責務を果たすために、適時開示体制の拡充を図り、また、IRサイトを積極的に活用した迅速・公平かつ、正確な会社情報の開示を行ってまいります。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、当該方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めることとしております。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である行動指針「ME10箇条」を徹底周知し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
  - ・コンプライアンス体制の構築・維持は管理部門を統括する役員をコンプライアンス担当として任命し、会社の最優先経営課題の一つとして積極的に取り組む。
  - ・コンプライアンス担当は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。
  - ・取締役会規程をはじめとする社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
  - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査人を任命し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
  - ・管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的に・総括的に管理する。
  - ・BCP（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えと共に早期の復旧に努める。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適時適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - ・職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
  - ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき定性的・定量的な目標を明確化し、更に各部門の業績への責任を明確化すると共に、業務効率の向上を図る。
  - ・意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性、客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
  - ・当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委託されたものとし、取締役の指示命令は受けないものとする。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - ・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
  - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは直ちに監査役に報告する。
  - ・取締役は、監査役に対して、適時適切に経営管理状況を報告する。
  - ・監査役への報告を行った者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を取締役及び使用人に周知する。
  - ・監査役は、監査役への報告を行った者に対しての人事考課等に関して、取締役にその理由の説明を求めることができる。
- g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、随時意見交換及び監査状況を確認できる体制・環境を構築する。
  - ・監査役は、取締役及び使用人と情報交換を行い、又、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
  - ・監査役は、その職務執行について生ずる費用について、予算計上を求めることができる。
- h 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- i 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
  - ・反社会的勢力の排除を实践するため、反社会的勢力排除規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
  - ・上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
  - ・警察、顧問弁護士及び特暴連等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うと共に、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた覚書を別途交わす。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、危機管理意識を持ち、いかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底しております。また、警察や顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理、及び社内管理体制の整備強化に努めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

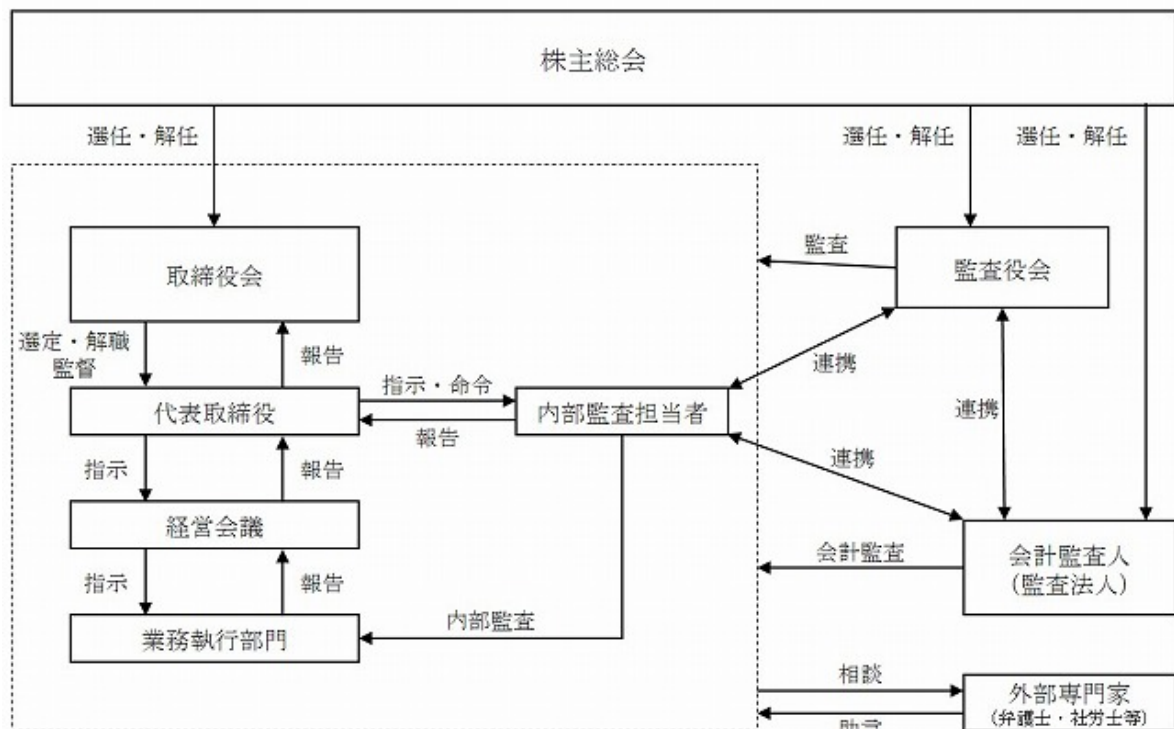
当社は、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。

当社は、株主、投資家等に対する経営の透明性、公平性及び継続性の向上という観点から、迅速なディスクロージャー情報の収集と提供に努めてまいります。また、金融商品取引法及び証券取引所が定める適時開示に関する規則等に準拠した情報の開示に努める他、当社を理解していただくために有効であると当社が判断する情報についても、タイムリーかつ積極的に開示してまいります。

当社が取得した情報は、適時開示責任者(取締役管理本部長)の下に集約し、所要の検討・手続きを経たうえで、公表すべき情報は適時に公表いたします。

また、従業員に対しては、インサイダー取引防止に関する教育研修の場を定期的に設け、周知・教育の徹底に努めてまいります。

■ 模式図



■ 適時開示体制概要図

